

# 令和7年度 大田市職員採用試験（通年採用）試験案内

## < 消防吏員経験者枠 >

### 1. 職種、採用予定人員、職務内容

| 職 種     | 採用予定人員 | 職 務 内 容   |
|---------|--------|---|
| 消 防 吏 員 | 若干名    | 市の機関に勤務し、消火・救助・救急活動及び火災予防指導等の専門的業務及び一般行政事務に従事します。 |

※消防吏員で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、一般行政事務に従事します。

### 2. 受験資格（※学歴は問いません。）

| 受験資格（年齢は令和8年4月1日時点）  |
|--|
| (1) <u>平成2年4月2日以降に生まれた人（35歳以下の人）で、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）第3条第2項に規定する初任教育の課程を修了した人</u>  |
| (2) 次のいずれかに該当する人<br>ア) <u>現在、消防吏員として勤務しており、連続して3年以上の職務経験がある人</u><br>イ) <u>消防吏員として連続して3年以上の職務経験があり、すでに退職している人で、申込時点において退職後3年以内の人</u>  |
| (3) 採用後、大田市に居住する人  |
| (4) 普通自動車運転免許（AT車限定を除く、以下同じ）を有する人又は採用後1年以内に同免許を取得見込みの人   |
| (5) 大型自動車運転免許を有する人又は採用後同免許を自費により取得できる人   |
| (6) 消防吏員として職務遂行に支障のない心身を有する人   |
| 令和7年度大田市職員採用試験（第1回）の消防吏員を受験された方は受験できません。<br>また、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。<br>① 日本国籍を有しない人<br>② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人<br>③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人<br>④ 大田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 |

#### ※職務経験について

- （1）休暇、休業、退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することはできない。
- （2）職務経験は、月単位で算定する。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとする。

### 3. 試験科目、試験内容、試験会場

| 試験科目        | 試験内容   | 試験会場  |
|-------------|--|-------|
| S P I 3 - G | 基礎能力検査及び性格検査を行います。   | 大田市役所 |
| 面接試験        | 職務遂行能力等について個別面接による試験を行います。<br>※面接にあたり、面接カード及び専門性確認シートを提出いただきます。詳細は別途お知らせします。 |       |

### 4. 受付から採用まで

| 受付期間     | 試験日             | 合格発表            | 採用予定日              |
|----------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 各月20日で締切 | 受付月の<br>翌月中旬～下旬 | 試験日の<br>翌月上旬～中旬 | 合格発表の翌々月<br>各月の1日付 |
| 例：6月20日  | 例：7月20日         | 例：8月10日         | 例：10月1日            |

- (1) 郵便で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「大田市職員採用試験申込書請求」と朱書し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型）を必ず同封して請求してください。  
大田市役所ホームページから印刷してご利用いただくこともできます。
- (2) 申し込みは、試験申込書（写真貼付）を自筆で記入の上、郵送又は持参で提出してください。  
その際、初任教育の課程を修了したことが証明できる書類（初任教育修了証等の写し）もあわせて提出してください。
- (3) 受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）です。
- (4) 試験申込書受付後、受験者と調整の上、試験日を決定します。
- (5) 合格発表は、受験者全員に可否の結果を文書で通知します。
- (6) 採用日は原則1日付けとするとともに、採用月は相談の上で決定します。
- (7) 受験資格がないこと、試験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (8) 令和7年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。給料表の改定等により変更する場合があります。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 【例】高校卒業（18歳）の場合 | 188,000円 |
| 短大・高専卒業（20歳）の場合 | 204,400円 |
| 大学卒業（22歳）の場合    | 220,000円 |

※職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、初任給を決定します。このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

### 5. 申し込み先（問い合わせ先）

大田市役所 総務部人事課 〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地  
電話（0854）83-8014